

さしのべたその手が、子どもの命綱

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する相談件数は増加の一途です。子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき、重要な課題となっています。

この問題の解決に向け、多くの関係機関が協働して、各種の取り組みを全国的に実施しています。私たちも子どもたちが健やかに成長できるよう、虐待防止に取り組みしましょう。

過去最多の相談件数

平成24年度に、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、前年より約6、900件増の66、807件(速報値)。

これは過去最多の件数となる見込みです。

県内の児童相談所における平成24年度の児童虐待相談受付件数は4、121件で、各市町村が受けた件数は3、515件でした。旭市でも36件の相談がありました。この数値は、いずれも前年度を上回っています。

相談件数増加の要因は？

増加の要因として、厚生労働省は児童虐待に地域住民の関心が高まっていることや、学校や

保育所、幼稚園、病院といった施設と連携ができてきたため

はないかと分析しています。

旭市の相談件数は微増ですが、内容は複雑で対応が困難な相談が目立ってきました。

こんな行為が児童虐待！

身体的虐待／殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、戸外へ締め出すなど

性的虐待／性的行為、性的な写真を撮るなど

ネグレクト(養育放棄・怠慢)／食事や入浴の世話をしない、乳幼児を残したびたび外出するなど

心理的虐待／言葉による脅し、無視、きょうだいとの差別、子ども前で配偶者に暴力を振る

うなど

「しつけ」と称して子どもに危害や苦痛を与えることは、児童虐待とみなされます。

虐待と思ったら

家庭内での虐待が多く、自ら逃げたり、救いを求めたり、子ども自身からは、なかなか誰かに相談できません。学校や保育所、幼稚園、病院などで働く虐待を発見しやすい立場にある人のほか、虐待を発見した人は、市や児童相談所などに通報することが法律で定められています。通報者の秘密は守られます。放置すれば虐待はエスカレートし、命の危険につながることもあります。虐待を防ぐためには、早期発見・対応が重要です。

苦しんでいたら

苦しんでいる保護者や家族に会ったときは、市や児童相談所などに相談するよう勧めてください。

多くの保護者は自分が虐待している自覚がありません。子育てに限らず、自分自身がつらい、苦しいときは、一人で悩まず相談してください。誰かに聞いてもらうだけでも、気持ちが落ち着くことがあります。また何か解決に向けた方法が見つかるかもしれません。

相談・通報先

市子育て支援課子育て支援班

☎62・8012

旭市家庭児童相談室

☎62・5362

銚子児童相談所

☎0479・23・0076

児童相談所全国共通ダイヤル

☎0570・064000

